

## 入札概要書

### 1 条件付一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務名

徳島県総合地図提供システム運用保守業務

#### (2) 主な業務内容

現在徳島県で運用している総合地図提供システムの運用・保守業務を行うものである。

詳細は、徳島県総合地図提供システム運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 業務委託期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

#### (4) 業務の実施場所

徳島県万代庁舎5階情報政策課内サーバ室及び受託者社内

### 2 担当部局

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室 プラットフォーム担当

所在地 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（万代庁舎5階）

電話番号 (088) 621-3263

ファクシミリ (088) 621-2836

電子メール gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp

### 3 契約条項を示す場所等

#### (1) 場所

「2 担当部局」に同じ

### 4 入札概要書の交付期間、場所及び方法

#### (1) 期間

令和7年7月1日（火）午後2時から同年7月15日（火）午後5時まで

#### (2) 場所

徳島県ホームページにおいて配布するものとする。

#### (3) 方法

無償で配布する。

## 5 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、（１）から（９）までに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「プログラム作成」及び「システム開発」のいずれかに登録されている者であること。
- （３） 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- （４） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- （５） 徳島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- （６） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。
- （７） 過去１年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。
- （８） 一般財団法人 Ruby アソシエーションが認定する「Ruby Association Certified Ruby Programmer Gold」又は「Ruby Association Certified Ruby Programmer Silver」の資格を取得した技術者を１名以上雇用していること。

## 6 入札参加資格の確認

- （１） この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより持参のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （２） 提出期間

令和７年７月１日（火）から同年７月１５日（火）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。なお、初日は午後２時からとする。）

(3) 提出場所

「2 担当部局」に同じ。

(4) 参加資格の確認及び通知

ア 提出期間内に条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「5 入札に参加する者に必要な資格」によるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和7年7月22日（火）までの日付で書面により通知する。

7 条件付一般競争入札参加資格確認申請書作成要領

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の作成方法

条件付一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、様式-1及び様式-2のとおりにする。提出部数は、様式-1及び様式-2を正本1部とする。

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書内容の留意事項

ア 会社概要について、次の事項を様式-2に記入すること。

(ア) 会社沿革

(イ) 徳島県内の本社、支社又は営業所等について

(ウ) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

(エ) 「Ruby Association Certified Ruby Programmer」資格取得者雇用状況

イ アの(エ)の事実を証明するものとして、資格を証明する書類（一般財団法人Rubyアソシエーションが発行する認定証）の写し及び雇用が確認できる書類（被保険者標準報酬決定通知書等）の写しを添付すること。

8 資料の閲覧の期間及び場所

この業務にかかる資料（システム構成及びプログラムソース等）については、事前に連絡の上、閲覧することができる。

(1) 期間

令和7年7月1日（火）から同年7月8日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

「2 担当部局」に同じ

(3) 機密保持誓約書の提出

閲覧を希望する者は、「機密保持誓約書様式」により、機密保持誓約書を提出すること（閲覧当日の提出可）。

## 9 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年7月31日（木） 午前10時

### (2) 場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県万代庁舎7階 707会議室

### (3) 入札書の提出方法

持参によるものとする。

### (4) 開札

(1) 及び (2) の日時、場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもとで行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

## 10 入札手続

### (1) 入札書の作成（「入札書記載例」参照）

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を明確に記載し、押印しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」は、当該業務1年間の金額を記載すること。

また、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 「住所」及び「氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

① 代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載すること。

② 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

### (2) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた入札者は本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき入札書を「9 入札及び開札の日時及び場所」の日時、場所に提出すること。

(3) 入札者

入札は、入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出するものとする（「委任状記載例」参照）。

(4) 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(6) 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合においては、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

なお、第1回の入札において入札書の内容不備により無効となった者も、再度入札には参加させることができるものとする。

(7) 入札の無効等

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 「5 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加資格のない者の行った入札

イ 記名押印のない入札

ウ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 「入札業務」で業務名の記載のないもの、又は記載を誤ったもの

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ) 使用の印鑑を誤ったもの

オ 委任状を持参しない代理人のした入札

カ 同一事項に対してした2通以上の入札

キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札保証金

免除

(9) 契約保証金

免除

1 1 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

1 2 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、徳島県知事に対してその理由を、その通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(2) (1) に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

1 3 入札概要書等に関する質問の受付等

質問は「質問書様式」により、文書の持参又は電子メールによるものとする（電話、ファクシミリ等による問合せは不可）。

(1) 受付期間

令和7年7月1日（火）から同年7月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。なお、初日は午後2時から、最終日は正午までとする。）

ただし、電子メールによる質問については、令和7年7月1日（火）午後2時から同年7月15日（火）正午までの間、随時受け付けるものとする。

(2) 受付場所

「2 担当部局」に同じ。

(3) 回答

徳島県ホームページにて随時回答を掲載する。

#### 1.4 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。
  - ア 入札に使用する印鑑
  - イ 代理人による入札の場合は委任状
- (3) その他
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。
  - イ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
  - ウ 提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書は返却しない。
  - エ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、県が要求した場合は、この限りでない。

## 委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と\*\*\*\*\*（以下「乙」という。）とは、業務の処理について次のとおり契約を締結する。

（業務内容及び業務の処理）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業 務 名 徳島県総合地図提供システム運用保守業務

（2）業務の内容 徳島県総合地図提供システム運用保守業務

仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 乙は、前項第2号に規定する仕様書に従い、業務を処理しなければならない。

3 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

（代金）

第3条 この契約による業務の処理に要する代金（以下「代金」という。）は、金\*、\*\*\*、\*\*\*円（うち消費税及び地方消費税の額金\*\*\*、\*\*\*円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（業務処理状況の調査等）

第5条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更）

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務の完了報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(代金の支払)

第9条 甲は、委託料を別表のとおり支払うものとする。

2 乙は、前条第1項又は第5項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められるときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

3 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

4 一部完了払を行う場合にあっては、前条及び前3項の規定を適用する。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定により、この契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の10分の10に相当する額の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する代金を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
- 5 乙は、第1項及び第4項の規定により、契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(情報セキュリティ要件)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙両者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年7月31日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤 正純

乙 \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*   \* \*   \* \*

別表

区 分	支払金額
令和7年10月から令和8年3月まで	契約金額の2分の1（10円未満端数切捨て）
令和8年4月から令和8年9月まで	契約金額から上記支払済金額の合計を引いた金額

## 別紙 1

### 情報セキュリティに関する特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

#### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

#### (作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

#### (サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

#### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

#### (業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

### (資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

**(従事者への周知)**

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

**(調査)**

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

**(事故報告)**

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

徳島県総合地図提供システム運用保守業務  
仕様書

## 1 目的

---

徳島県総合地図提供システムの円滑な運用を行うため、障害復旧、運用支援、予防保守等の業務を行う。

## 2 期間

---

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

## 3 作業場所

---

徳島県万代庁舎5階情報政策課内サーバ室及び受託者社内

## 4 業務概要

---

本業務は、総合地図提供システムの保守（OS、ミドルウェア、ソフトウェア）、運用支援、障害対応等を行うものである。ただし、各ネットワーク機器や物理サーバ等のハードウェア機器が破損した場合の代替機・部品等の調達は含まない。

受託者は、本システムが正常に稼動するよう安全性と信頼性の高い運用保守作業を行うこととする。また、本システムに障害が発生した場合には、速やかに復旧及びシステム改修等の対応を行うこととする。なお、受託者は本業務の遂行に誠意を持って対応しなければならない。

なお、定めのない事項で、業務の目的上必要な作業については、徳島県と受託者の間で作業方法等を調整の上、受託者が誠意を持って処理するように努めること。

## 5 システム構成

---

本システムは、県職員が事務用パソコンからアクセスする庁内系システムと県民がインターネット経由でアクセスする公関係システム、及び監視・バックアップサーバから成り、庁内系システムと公関係システムは一定時間ごとに同期される。

## 6 運用保守に関する条件

---

### ■6.1 連絡窓口の設置

本システムについては、機器、及びソフトウェアを問わず、連絡窓口は一本化し、要求する運用保守について迅速に対応すること。

### ■6.2 運用保守の方針

業務実施に当たっては、事前に本県担当者と協議の上、承諾を得るものとし、業務の進捗状況を本県担当者が把握できるように努めなければならない。

また、システム稼働及びバックアップ等の運用保守作業は可能な限り自動化することとする。

### ■6.3 運用保守業務における納品物

紙媒体で1部、電子媒体（CD-R等）で1部提出すること。

納入場所は、県庁5階情報政策課とし、提出書類の体裁、取りまとめ方法等については、本県担当者

と打合せの上、作成すること。

- ・ 運用保守体制表
  - ・ 緊急連絡窓口一覧表
  - ・ 障害管理表（障害発生後毎）
  - ・ 打合せ議事録（打合せ毎）
  - ・ 修正項目一覧（本県担当者からの要請内容、プログラム修正内容、使用工数等が記載された一覧表）
  - ・ 変更仕様書及び操作マニュアル（プログラムの修正があった場合）
  - ・ 変更後のプログラムソース（プログラムの修正があった場合）
  - ・ 変更部分に係るシステム設定手順書（システムの設定変更があった場合）
- なお、変更後のプログラムソースについては、電子媒体のみとする。

## 7 本システムの稼働時間

---

- ・ 本システムは、ソフトウェア、ハードウェアメンテナンス等の計画保守作業を除き 24 時間稼働とすること。
- ・ バックアップ処理等について、システム稼働に影響を与えずに実施できるよう、深夜時間帯に自動バックアップを行うこと。
- ・ ソフトウェアメンテナンス等については、担当者間で申合せの上、日時を決定し、作業を行うこと。

## 8 運用保守体制

---

本システムのサービス稼働率が、1年あたり 99.0 %以上を維持することが可能な体制を構築すること。

### ■8.1 体制について

- ・ 受託者は、運用保守業務のために適任の技術者を配置すること。
- ・ 受託者は、運用保守業務に従事する技術者の中に、Linux 系の OS (CentOS)、ミドルウェア(Apache、MapServer、PostGIS、Ruby、Ruby on Rails、PostgreSQL、監視ツール xymon 等) に係るシステム構築作業を行える者が含まれるようにすること。
- ・ 受託者は、運用保守業務に従事する技術者の中に、オープンソース系の GIS 関係ミドルウェア (OpenLayers、QGIS 等)及びアプリケーション (OpenLayers、QGIS、Ruby、Ruby on Rails、JoruriMaps) に係るプログラミング作業を行える者が含まれるようにすること。
- ・ 業務従事者名を記載した運用保守体制表を作成すること。
- ・ 緊急電話連絡窓口を設置すること。

### ■8.2 リモート保守について

- ・ 受託者はリモート保守環境を利用することで、受託者社内から保守業務の一部を実施することができる。
- ・ 受託者は、本県が VPN 接続を承認した端末を用意・使用して業務を行うこと。
- ・ 本業務の従事者以外の者が、システムに不正にアクセスできないようにすること。
- ・ リモート保守環境で必要となる受託者社内からのインターネット接続費用については、受託者が負担すること。

### ■8.3 受付窓口について

- ・ サポート業務及び業務依頼は、総合業務管理システムと専用のメーリングリスト、電話対応で実施する。
- ・ 通常の業務依頼等は、総合業務管理システムとサポート専用メーリングリストでやり取りを行う。
- ・ 緊急時などの依頼は、電話にて行う。

#### ■8.4 障害対応時間について

- ・ 本システムは 24 時間 365 日運用であり、緊急を要する業務については、受託者は誠意と責任を持って、可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。
- ・ 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分の間については、本県担当者が求める場合は原則 30 分以内に本県担当者と電話協議が行えるようにするとともに、できるだけ早く、本県担当者と対応の協議や状況説明が行える体制を整えること。
- ・ 受託者は、業務の性質から上記時間以外においても、業務従事者と 3 時間以内に電話連絡が取れる体制を整え、トラブルの拡大を防ぐこと。

#### ■8.5 テスト環境の準備

受託者は、プログラム修正等を行った場合に、本番環境反映前に動作確認や表示確認をテスト環境で行うこと。なお、テスト環境については徳島県が用意する環境を用いて受託者が構築・設定を行い、徳島県のシステム担当者からのアクセスのみを受け付けるようにすること。

#### ■8.6 打合せ業務

- ・ 本県担当者の要請に応じ、技術担当者の出席又は電話、メール等により打合せを行うものとする。
- ・ 打合せにおいては、業務の実施計画や成果品を取りまとめ、その他業務の実施上必要となる事項について協議するものとする。
- ・ 議事録を作成すること。

## 9 障害対応業務について

---

#### ■9.1 障害監視

- ・ 監視システム等により、システムやサーバのリソース状況の自動監視を行うこと。
- ・ 障害が発生した場合は、本県担当者に速やかに連絡を行うこと。

#### ■9.2 障害時の切り分け等

故障や障害などでサービスが停止していることが確認された場合は、障害箇所の切り分け、即時対応を行うこと。

#### ■9.3 障害対応業務

- ・ ソフトウェアやデータの修正・復旧等が必要な場合は、本県担当者の許可を得て作業を行うこと。
- ・ 機器の不良が発生した場合には、速やかに予備機への切替え等の作業を行うとともに、機器復旧後の OS、ソフトウェア等のインストール、バックアップからのデータ復旧などを必要に応じて実施し、復旧後動作確認を行うこと。なお、予備機・部品の調達は徳島県において行う。
- ・ 開庁時間に障害が発生した場合は、当日できる限り速やかに復旧できるよう努めること。
- ・ 閉庁時間に障害が発生した場合は、翌開庁時間までに復旧できるよう努めること。

#### ■9.4 事後対策

- ・ 障害内容、原因、対処方法等については障害管理表として記録し管理を行うこと。

- ・ 原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置・予防措置を講じること。

## 10 保守業務について

---

### ■10.1 定常運用保守業務

- ・ 本システム稼動に必要なサービスの監視を行うこと。
- ・ 各種ログは定期的にローテーションを行い適切に保存管理すること。
- ・ 全庁停電時に必要な措置（シャットダウン、再起動及び再起動後の動作確認等）を行うこと。（年数回程度、閉庁時間に実施。）

### ■10.2 不正アクセス及びサーバエラー等の調査

- ・ 各種ログについて異常がないか確認し、異常があった場合には、本県担当者に報告すること。
- ・ 本県に報告及び対策の提案を行い、指示があった場合には設定変更等を行うこと。

### ■10.3 リソース管理

- ・ サーバー等機器のシステム資源（CPU・メモリ・ディスク等）の利用状況及び性能の監視を行うこと。
- ・ 必要に応じてシステムのチューニングや、リソースの追加等の提案を行うこと。

### ■10.4 バグフィックス、セキュリティパッチ等の適用

- ・ OS やデータベース、パッケージソフト等など、本システムで使用するソフトウェア製品に関するバグフィックス、セキュリティパッチ等の更新モジュールについては、必要に応じて適用を行うこと。
- ・ 前項において、本システムの動作に影響を及ぼし、本システムのプログラム改修が必要と判断される場合には、本県担当者に報告し、最適な方法を提示すること。

### ■10.5 バックアップ運用

- ・ 本システムの登録データ等について1日1回バックアップを行い、最長でも24時間前の状態に戻せる状態とすること。
- ・ プログラム改修等によりシステム稼働に与える影響が大きい場合には、事前にバックアップを行うこと。

### ■10.6 問い合わせ対応及び運用サポート

- ・ 本県担当者からのシステムの動作不備・操作方法等の問合せに対する調査及び回答、動作不備修正のためのプログラム修正等必要な対応を行うこと。また、要請に応じて本県担当者のシステム操作のサポートを行うこと。
- ・ システム上の各コンテンツ（個別地図、レイヤー等）について、それを所管する担当課から情報政策課を通じて、地図データの登録等に関する問合せが発生するため、そのサポートを行うこと。本県担当者から要請があった場合には、受託者において地図データの登録作業やその前提となる地図データの軽微な修正作業を行うこと。なお、修正の内容によっては必要に応じて本県担当者と協議を行うこと。
- ・ 通常の見合せ受付時間は開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ・ 本県担当者からの問合せ（電話、メール等）に対して速やかに回答すること。

### ■10.7 ドキュメント及びプログラムソース等の管理

次のとおり、ドキュメント管理を行い、本県の指示に基づき提出すること。

- ・ 本システムや運用方法等に変更が生じた場合、設定手順書、操作マニュアル等を修正し、修正プログラムとともに、常に正しいものとなるよう維持管理すること。

- ・ ドキュメント及びプログラムソースはバージョン管理を行うこと。
- ・ 受託者は、徳島県が用意した環境にあるプロジェクト管理・バージョン管理システム（総合業務管理システム、Git）を用いてプロジェクト管理及びプログラムソース（旧バージョンを含む。）のバージョン管理を行うこと。

## ■10.8 組織改編及び人事異動に伴う対応

組織改編及び人事異動が発生した場合には、本県担当者の指示の下、LDAP 同期等の必要に応じた設定、変更を行うこと。

## 11 費用負担について

---

委託業務において必要なソフトウェア及び機器は、受託者の負担で整備すること。

## 12 その他

---

- ・ 受託者は、システム及び機器に関して、常に最新のセキュリティ対策を講じておくこと。
- ・ 受託者は、各種設定を変更する場合には、事前に変更内容について本県担当者に説明し、本県担当者の承認を得て実施すること。また、作業の進捗状況については、本県担当者の指定する頻度により定期的に報告すること。
- ・ 県庁のネットワーク環境や他システム連携部分に変更が生じた場合の機器変更設定・プログラム改修の対応についても業務範囲に含めることとする。
- ・ 上記について、作業工数が非常に大きい場合には、本県担当者との協議の上、最良の提案を行うこと。
- ・ 委託期間の終了までに、本業務を引き継ぐ事業者が業務内容、保守・運用に当たって特に留意する項目などの引継ぎに必要な書類の整理を行い、システムの運用に支障を来さないようにすること。
- ・ 業務内容に変更が生じた場合は、徳島県と受託者が協議し、契約条件の変更等について定めることとする。また、本仕様書に定めのない事項については、本県担当者との必要に応じて協議を行うこと。

## 13 機能改善業務について

---

本業務全体の工数の中に、本システムの軽微な機能改善に用いる目安の工数として年間 136 時間程度を含むものとする。

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

令和7年7月1日付け公告に係る「徳島県総合地図提供システム運用保守業務」の条件付一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて条件付一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「プログラム作成」及び「システム開発」のいずれかに登録されている者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 徳島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。
- 7 過去1年以内に国または地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。
- 8 一般財団法人 Ruby アソシエーションが認定する「Ruby Association Certified Ruby Programmer Gold」又は「Ruby Association Certified Ruby Programmer Silver」の資格を取得した技術者を1名以上雇用していること。

提出書類

- 1 会社概要等（様式－2）
- 2 資格を証明する書類（一般財団法人 Ruby アソシエーションが発行する認定証）の写し
- 3 雇用が確認できる書類（被保険者標準報酬決定通知書等）の写し

**会社概要等**

1. 会社沿革

2. 徳島県内の本社、支社又は営業所等について

(1) 本社

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

(2) 支社又は営業所等

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

3. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

4. 「Ruby Association Certified Ruby Programmer」資格取得者雇用状況			
氏 名		生 年 月 日	
所 属		資 格 取 得 年 月 日	

(質問書様式)

## 徳島県総合地図提供システム運用保守業務に関する質問書

提出者

会社名

担当部局名

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

質問事項

(質問年月日 令和 年 月 日)

表題	

注：質問は、1問につきこの用紙一枚を使用し、質問が複数となる場合は、この用紙を複写して提出すること

提出先

宛先 徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室  
プラットフォーム担当

電話番号 088-621-3263

FAX番号 088-621-2836

電子メール gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp

# 入札書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										

入札業務 徳島県総合地図提供システム運用保守業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

# 再入札書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										

入札業務 徳島県総合地図提供システム運用保守業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

記載例

代表者本人が入札するとき

## 入 札 書

¥マークを付すこと

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 徳島県総合地図提供システム運用保守業務

入札が無効となる事例については、  
入札概要書（もしくは入札説明書）を  
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和 7 年 7 月 3 1 日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効  
(含個人事業者)

項目名「住所」「氏名」を記入

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

記載例

代理人が入札するとき

## 入 札 書

¥マークを付すこと

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 徳島県総合地図提供システム運用保守業務

入札が無効となる事例については、  
入札概要書（もしくは入札説明書）を  
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和 7 年 7 月 3 1 日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効  
(含個人事業者)

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名 代表取締役 日本太郎

代理人 住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

氏名 加藤 一郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

住所は代理人の自宅住所を記載  
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名  
(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可

令和 年 月 日

## 委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、 を代理人とし徳島県が令和7年7月31日に執行する徳島県総合地図提供システム運用保守業務の入札に関する一切の権限を委任します。

令和7年7月31日

## 委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社  
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地  
氏名 加 藤 一 郎

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和7年7月31日に執行する『徳島県総合地図提供システム運用保守業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社 住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

## 機密保持誓約書

徳島県知事 後藤田正純 殿

令和 年 月 日

参加希望事業者名

所在地

代表者職氏名

代表者印

徳島県（以下「甲」という。）が委託する「徳島県総合地図提供システム運用保守業務」に関する機密保持について、参加希望事業者名（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

（目的）

第1条 乙は、徳島県総合地図提供システム運用保守業務（以下「本目的」という。）の履行に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持するために機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第2条 本目的の履行における機密情報は、甲が本目的の履行のために必要があると認め、開示する有形無形のすべての情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- （1）開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- （2）乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- （3）第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- （4）開示の時点ですでに乙が保有している情報
- （5）開示及び本業務上知り得たすべての機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

（機密保持）

第3条 乙は、甲から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

- 2 乙は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

（第三者への開示）

第5条 乙は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

- 2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。
- 3 第1項の場合の他に、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外として第三者に開示することができるものとする。
  - （1）弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他乙に対して本誓約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合
  - （2）法令又は政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会その他これらに準ずる定めに基づき乙に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(乙の責任)

第6条 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、乙は、当該第三者と連帯して、甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第7条 乙は、甲より請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに甲に返却し、又は甲の指示に従い、破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第8条 乙は、本目的の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙又は第5条で乙が機密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常損害に対して、賠償の責を負うものとする。

(協議解決)

第10条 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上